

よくあるお問い合わせ

Q レクリエーション行事とは？

A 社員同士のコミュニケーション活性化やチームワークの向上、ストレス発散に資するもの
（例）歓送迎会、食事会、研修会、見学会、職場旅行、スポーツ大会、モノづくり体験
など

Q 参加人数の制限はありますか？

A 参加人数の制限はありませんが、交付額の上限は 50,000 円となっています。

Q 行事参加者に共済会会員がいなくても申請できますか？

A 交付金の決定額は、参加会員数×3,000 円又は、実施経費の少ない方の額（上限 5 万円）になりますので、申請はできません。

Q 何回も申請できますか？

A レクリエーション行事を実施した年度に限り行うことができ、1 団体あたり年度につき 1 回の
み申請ができます。

Q 申請の期限はありますか？

A 行事を実施した年度の 3 月末までに申請をお願いします。

Q 1 団体として登録していますが、複数の支所を持っています。支所ごとに申請できます
か？

A 団体としての申請になりますので、支所ごとの申請はできません。